

建設業許可業者数調査の結果について

－建設業許可業者の現況（平成30年3月末現在）－

平成30年5月9日

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

問い合わせ先

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課
建設業適正取引推進指導室

課長補佐 茂原 博（24-715）

許可係長 佐藤 誠（24-718）

TEL:03-5253-8111（代表）

03-5253-8362（直通）

FAX:03-5253-1553

1. 全国許可業者数

(1) 前年同月比

平成 30 年 3 月末（29 年度末）現在の建設業許可業者数^{注1}は 464,889 業者で、前年同月比 ▲565 業者（▲0.1%）の減少となった。（表－1）

(2) ピーク時との比較

建設業許可業者数が最も多かった平成 12 年 3 月末時点の数と比較した業者数の減少は ▲136,091 業者（▲22.6%）となった。（表－1）

(3) 平成 29 年度における新規許可・廃業等の状況

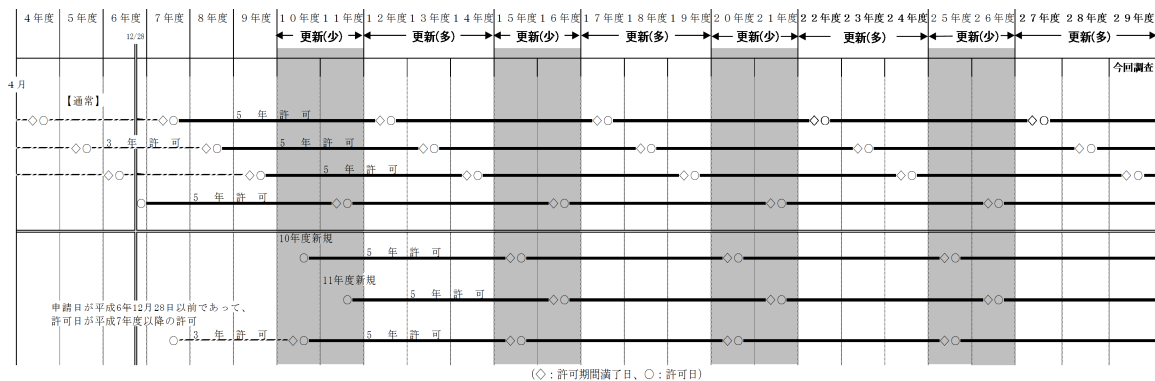
ア 新規許可

平成 29 年度中に新規に建設業許可を取得した業者は 21,035 業者で、前年度比 813 業者（4.0%）の増加となった。（次ページ図 1）

イ 廃業等

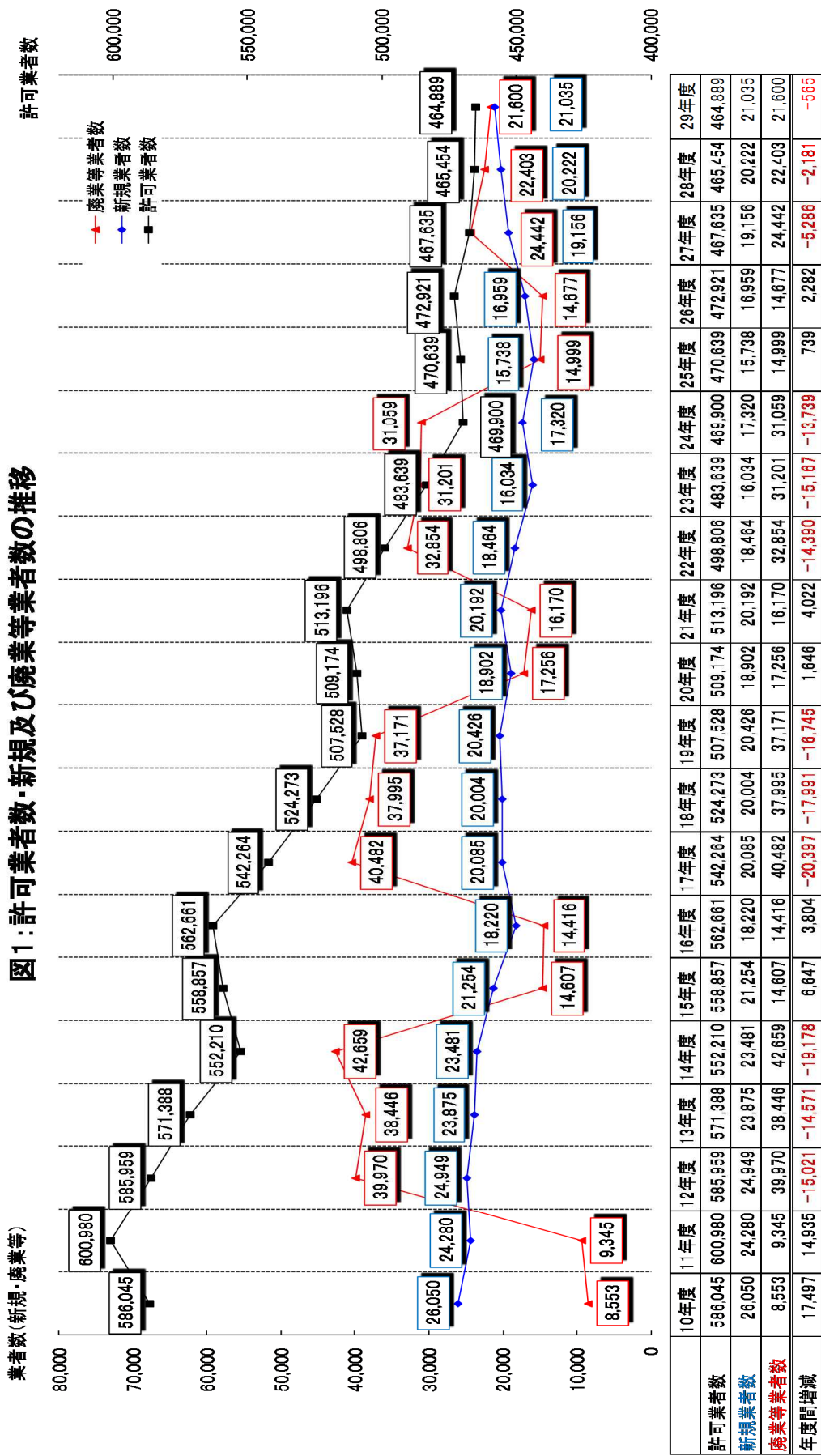
平成 29 年度中に建設業許可が失効した業者は 21,600 業者で、前年度比 ▲803 業者（▲3.6%）の減少となった。内訳としては、建設業を廃業した旨の届出を行った業者が 9,601 業者（前年度比 ▲431 業者（▲4.3%）の減少）、許可の更新手続きを行わないことにより許可が失効した業者が 11,999 業者（前年度比 ▲372 業者（▲3.0%）の減少）となっている。（次ページ図 1）

※ 一般的に更新手続きを行わないことにより許可が失効となる業者の数は、更新期を迎える業者の数に比例して上下するが、建設業の許可については平成 6 年 12 月に実施した有効期間の 3 年から 5 年への延長に伴い、許可の更新期を迎える業者が集中する 3 か年度と当該数が極めて少ない 2 か年度が交互に現れ、かつ、その差が大きいという状況となっており、このことが年度間の失効業者数の変動に大きな影響を与えている。なお、今回調査の対象となった平成 29 年度は、許可の更新期を迎える業者の数が多く年度に当たり、失効業者数も多くなっている。



注1 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けて建設業を営む者の数。二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて建設業の営業を行う場合は国土交通大臣の許可を、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて建設業の営業を行う場合は当該都道府県知事の許可を取得する。

図1：許可業者数・新規及び廃業等業者数の推移



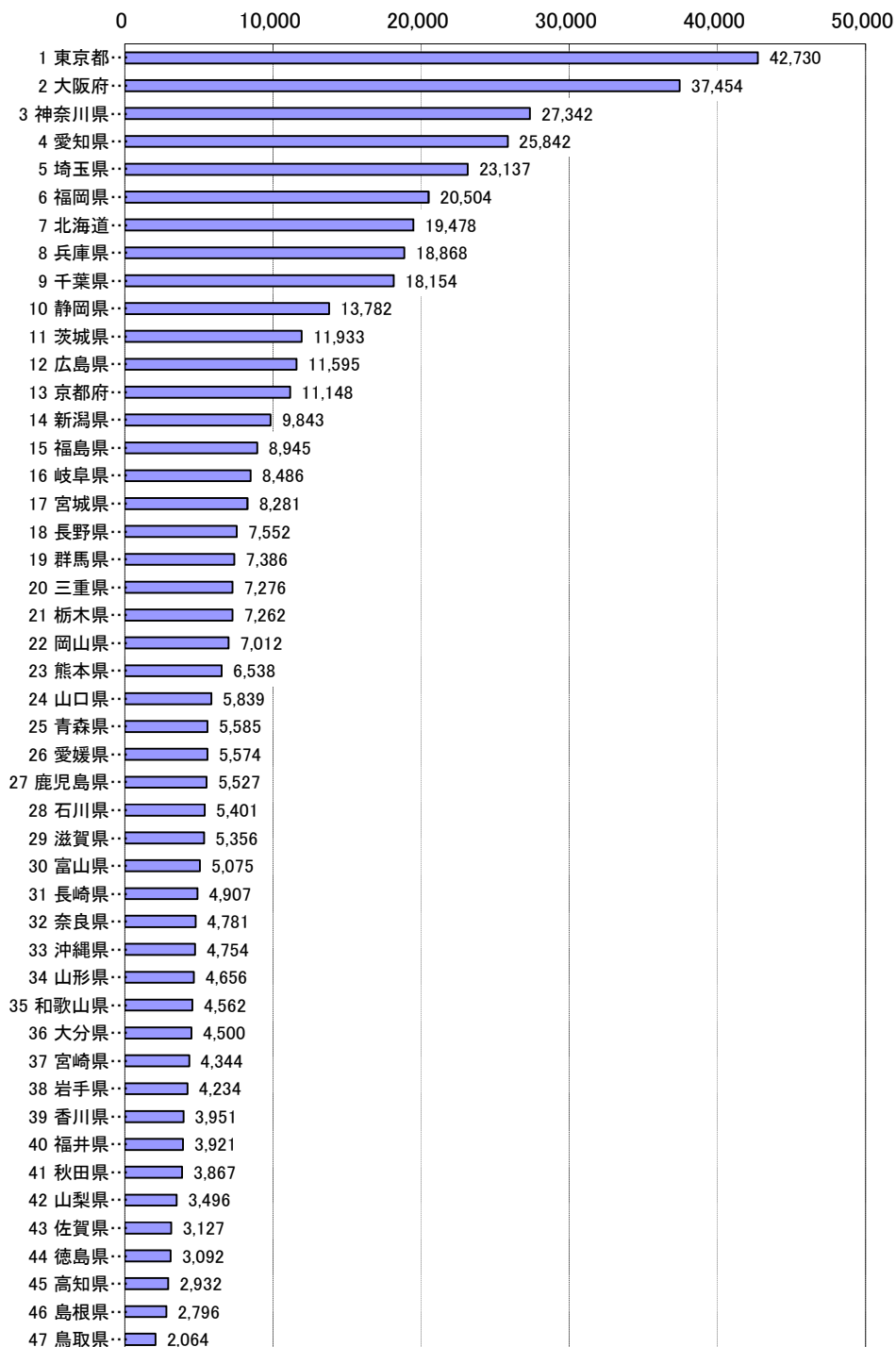
※ 許可業者数については各年度末(3月末時点)の数、新規業者数、廃業等業者数については各年度の数を表す。

2. 都道府県別許可業者数

(1) 平成30年3月末現在の状況

都道府県別許可業者数は、東京都（42,730 業者。全体の 9.2%）、大阪府（37,454 業者。全体の 8.1%）、神奈川県（27,342 業者。全体の 5.9%）で多く、鳥取県（2,064 業者。全体の 0.4%）、島根県（2,796 業者。全体の 0.6%）、高知県（2,932 業者。全体の 0.6%）で少ない。（図2-1及び表-2）

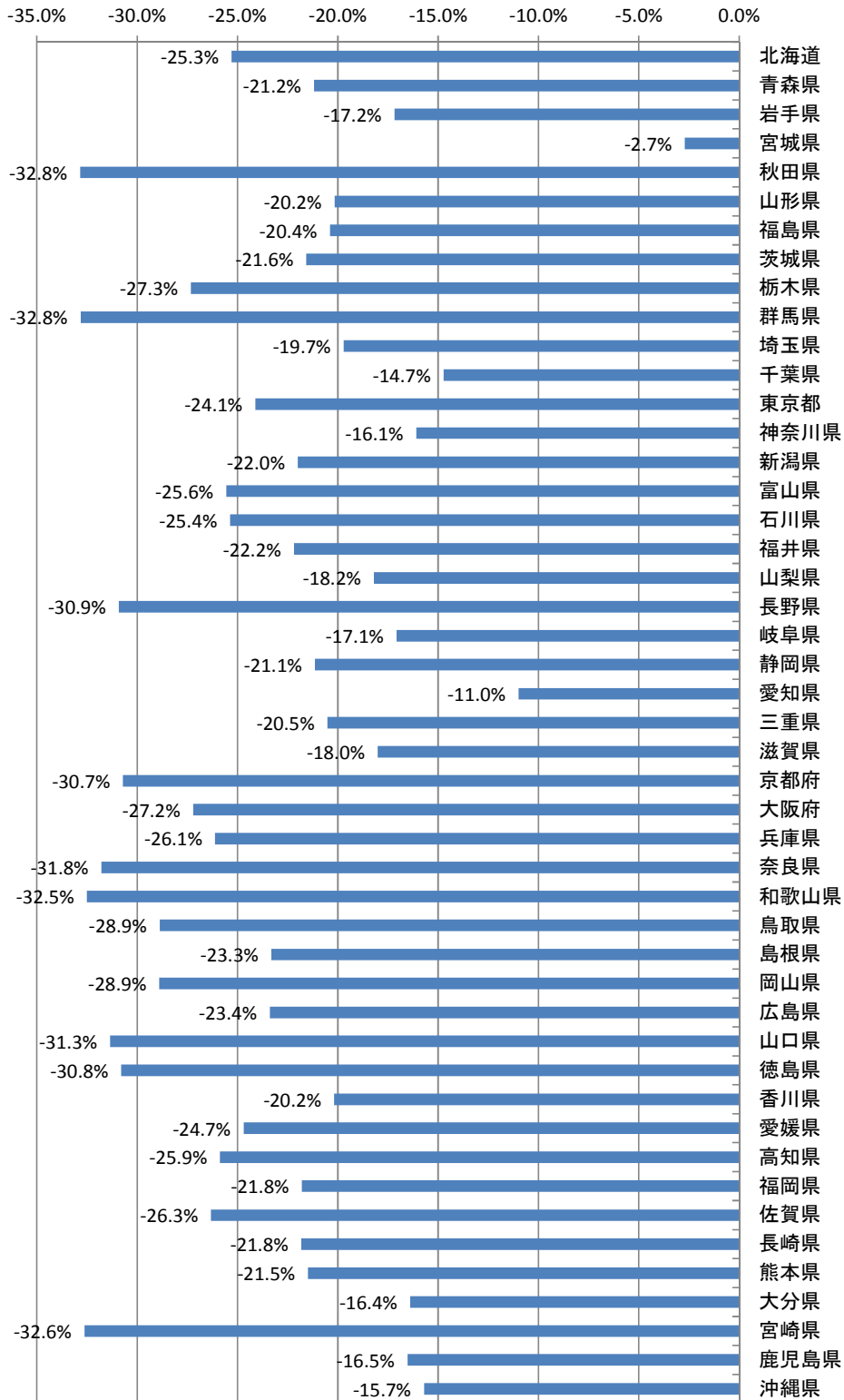
【図2-1：都道府県別許可業者数】



(2) ピーク時との比較 (その1)

建設業許可業者数が最も多かった平成12年3月末時点の数と比較したところでは、全ての都道府県で減少し、秋田県(-32.8%)、群馬県(-32.8%)、宮崎県(-32.6%)で減少率が高くなっている。(図2-2)

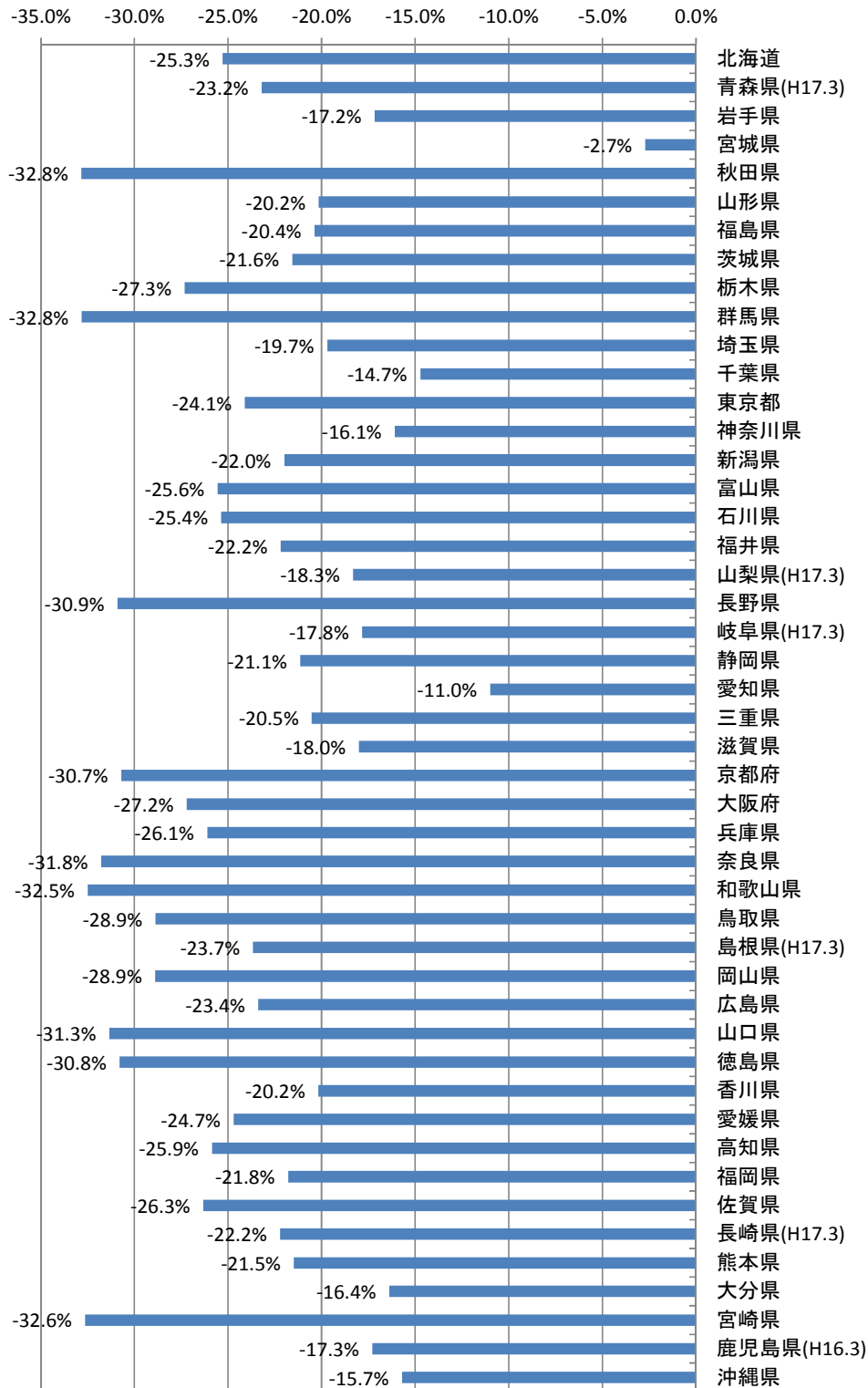
【図2-2：都道府県別許可業者数増減率：ピーク時(平成12年3月末時点)との比較】



(3) ピーク時との比較 (その2)

都道府県毎で建設業許可業者数が最も多かった時点の数と比較したところでは、全ての都道府県で減少し、秋田県 (-32.8%)、群馬県 (-32.8%)、宮崎県 (-32.6%) で減少率が高くなっている。(図2-3)

【図2-3：都道府県別許可業者数増減率：都道府県毎のピーク時との比較】



注) 都道府県名の横に時点の記載のない都道府県については平成12年3月末時点との比較

3. 一般・特定別許可業者数

(1) 一般建設業の状況

ア 前年同月比

一般建設業の許可を取得している業者は 442,292 業者 で、前年同月比では ▲1,040 業者 (▲0.2%) の減少 となった。(図3-1 及び表-4)

イ ピーク時との比較

一般建設業許可業者数が最も多かった平成12年3月末時点の数と比較したところ、一般建設業の許可を取得している業者の数は ▲135,417 業者 (▲23.4%) の減少 となっている。(図3-1 及び表-4)

図3-1: 一般建設業許可業者数の推移



(2) 特定建設業の状況

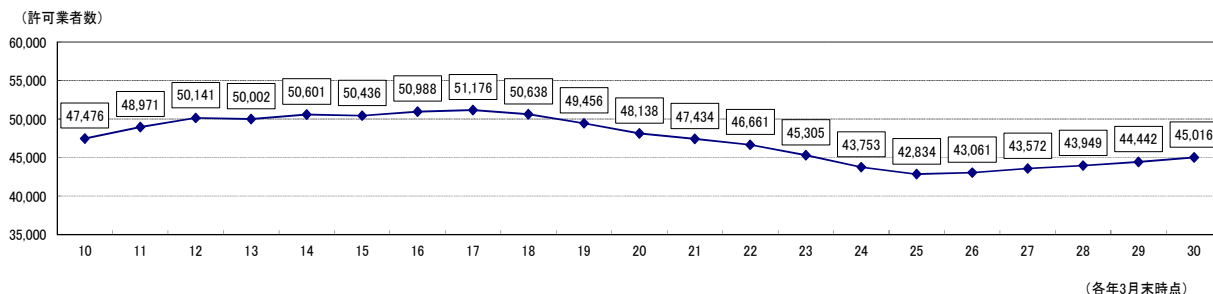
ア 前年同月比

特定建設業の許可を取得している業者は 45,016 業者 で、前年同月比では 574 業者 (1.3%) の増加 となった。(図3-2 及び表-4)

イ ピーク時との比較

特定建設業許可業者数が最も多かった平成17年3月末時点の数と比較したところ、特定建設業の許可を取得している業者の数は ▲6,160 業者 (▲12.0%) の減少 となっている。(図3-2 及び表-4)

図3-2: 特定建設業許可業者数の推移



(注) 一般建設業許可業者数と特定建設業者許可業者数の和が建設業許可業者の総数と一致しないのは、例えば電気工事業については一般建設業、建築工事業については特定建設業と、一般と特定の両方の許可を取得している業者の数が重複して計上されているからである。

4. 業種別許可業者数

(1) 業種別許可の総数

建設業の許可は、土木、建築等の 29^{注2}の業種区分が設けられている。平成 30 年 3 月末現在における業種別許可の総数は 1,519,653 で、前年同月比 2.8%の増加となった。

建設業許可業者数が最も多かった平成 12 年 3 月末時点の、業種別許可の総数は 1,392,339 で、比較すると 9.1%の増加となっている。(表-3)

(2) 業種別許可業者数

平成 30 年 3 月末現在において、許可を取得している業者の数の多い業種は、

- ① とび・土工工事業 (166,230 業者 (全体の 35.8%) が取得)
- ② 建築工事業 (151,580 業者 (全体の 32.6%) が取得)
- ③ 土木工事業 (129,978 業者 (全体の 28.0%) が取得)

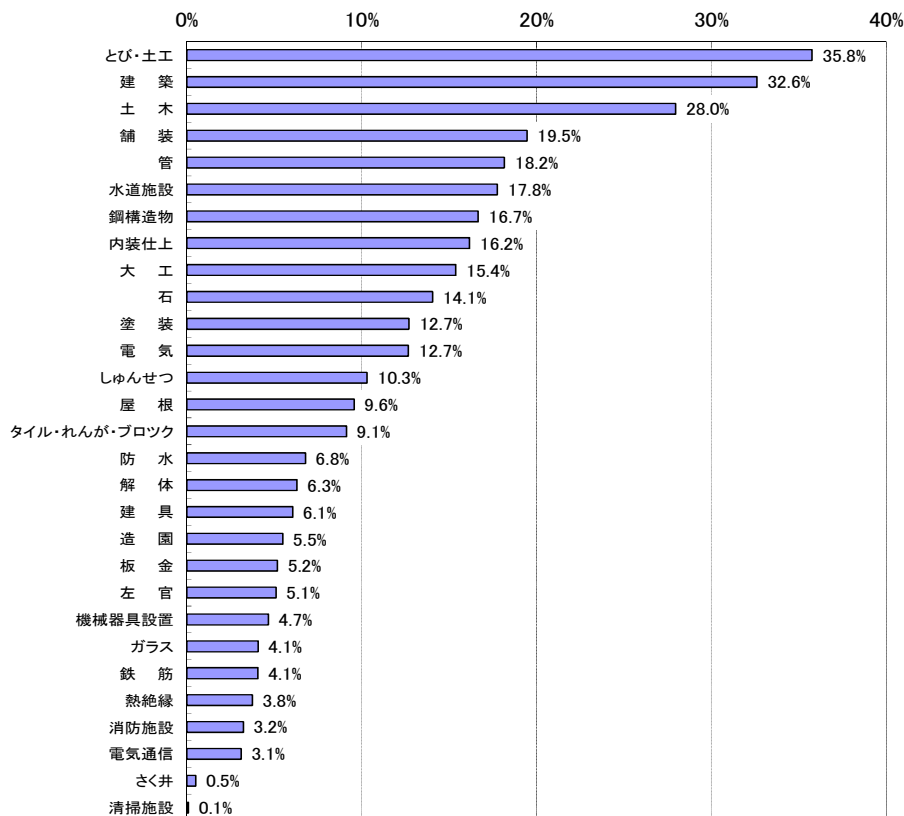
となっており、一方、取得している業者の数が少ない業種は

- ① 清掃施設工事業 (446 業者 (全体の 0.1%) が取得)
- ② さく井工事業 (2,423 業者 (全体の 0.5%) が取得)
- ③ 電気通信工事業 (14,484 業者 (全体の 3.1%) が取得)

となっている。

(図 4-1 及び表-3)

【図 4-1：建設業許可業者における業種別許可の取得率】



注2 平成 28 年 6 月 1 日施行により、従前の 28 業種区分に解体工事業が追加された。

(3) 前年同月比

前年同月に比べて取得業者数が増加した許可業種は 24 業種となっており、増加数は解体工事業が 15,537 業者と最も高く、以下、塗装工事業 (2,493 業者)、とび・土工事業 (2,381 業者) が続く。

また、前年同月に比べて取得業者数が減少した許可業種は 5 業種となっており、減少数は建築工事業が▲3,228 業者と最も高く、以下、土木工事業 (▲954 業者)、造園工事業 (▲411 業者) が続く。

(表④-1 及び表-3)

【表④-1：建設業許可業者における業種別許可業者数の増減表】

【業者数が増加した許可業種】		【業者数が減少した許可業種】	
許可業種	前年同月比	許可業種	前年同月比
解体	15,537 業者 (112.6%)	清掃施設	▲ 12 業者 (▲ 2.6%)
塗装	2,493 業者 (4.4%)	さく井	▲ 53 業者 (▲ 2.1%)
とび・土工	2,381 業者 (1.5%)	造園	▲ 411 業者 (▲ 1.6%)
鋼構造物	2,130 業者 (2.8%)	土木	▲ 954 業者 (▲ 0.7%)
内装仕上	2,096 業者 (2.9%)	建築	▲ 3,228 業者 (▲ 2.1%)
石	1,954 業者 (3.1%)		
大工	1,735 業者 (2.5%)		
屋根	1,703 業者 (4.0%)		
タイル・れんが・ブロック	1,691 業者 (4.1%)		
防水	1,643 業者 (5.5%)		
板金	1,320 業者 (5.8%)		
鉄筋	1,297 業者 (7.4%)		
しゅんせつ	1,292 業者 (2.8%)		
熱絶縁	1,229 業者 (7.6%)		
ガラス	1,173 業者 (6.6%)		
建具	1,172 業者 (4.3%)		
左官	1,141 業者 (5.0%)		
電気	912 業者 (1.6%)		
舗装	825 業者 (0.9%)		
管	486 業者 (0.6%)		
機械器具設置	465 業者 (2.2%)		
水道施設	449 業者 (0.5%)		
電気通信	241 業者 (1.7%)		
消防施設	70 業者 (0.5%)		

(4) 取得業種数別業者数

1 業種のみの許可を受けている業者は 224,863 業者 (全体の 48.4%) で、複数業種の許可を受けている業者は 240,026 業者 (全体の 51.6%) であった。複数業種の許可を受けている業者の割合は、前年同月比 0.5 ポイント増加した。また、建設業許可業者数が最も多かった平成 12 年 3 月末時点と比較すると、1 業種のみの許可を受けている業者の割合は全体の 56.5% で、8.1 ポイント減少した。複数業種の許可を受けている業者の割合は全体の 43.5% で、8.1 ポイント増加した。

取得業種数別に比較すると、平成 12 年 3 月末時点より増加したのは 7~27 業種の許可を受けている業者で、8 業種が 5,914 業者と最も増加し、9 業種 (4,333 業者)、16 業種 (2,805 業者) と続く。減少したのは 1~6 業種及び 28 業種の許可を受けている業者で、1 業種が▲114,869 業者と最も減少し、2 業種 (▲33,616 業者)、3 業種 (▲9,779 業者) と続く。

(表-6)

5. 資本金階層別業者数

(1) 平成30年3月末現在の状況

建設業許可業者数を12の資本金階層別にみると、「資本金の額が300万円以上500万円未満の法人」が22.7%と最も多く、以下、「資本金の額が1,000万円以上2,000万円未満の法人(22.4%)」、「資本金の額が500万円以上1,000万円未満の法人(17.0%)」と続く。

個人及び資本金の額が3億円^{注3}未満の法人の数は462,297業者となっており、建設業許可業者数全体の99.4%を占めている。(表⑤-1及び表-5)

【表⑤-1：資本金階層別の許可業者数、構成比、累積構成比】

●資本金階層の別	許可業者数	構成比	累積構成比
①個人	78,482	16.9%	16.9%
②資本金の額が200万円未満の法人	16,529	3.6%	20.4%
③資本金の額が200万円以上300万円未満の法人	3,963	0.9%	21.3%
④資本金の額が300万円以上500万円未満の法人	105,552	22.7%	44.0%
⑤資本金の額が500万円以上1,000万円未満の法人	78,981	17.0%	61.0%
⑥資本金の額が1,000万円以上2,000万円未満の法人	103,926	22.4%	83.3%
⑦資本金の額が2,000万円以上5,000万円未満	60,281	13.0%	96.3%
⑧資本金の額が5,000万円以上1億円未満の法人	11,749	2.5%	98.8%
⑨資本金の額が1億円以上3億円未満の法人	2,834	0.6%	99.4%
⑩資本金の額が3億円以上10億円未満の法人	1,318	0.3%	99.7%
⑪資本金の額が10億円以上100億円未満の法人	932	0.2%	99.9%
⑫資本金の額が100億円以上の法人	342	0.1%	100.0%

(2) 前年同月比

前年同月比では、資本金の額が300万円未満の法人及び「資本金の額が500万円以上1,000万円未満の法人」が増加傾向、「個人」及び「資本金の額が1,000万円以上2,000万円未満の法人」が減少傾向にある。

(表⑤-2及び表-5)

【表⑤-2：資本金階層別の許可業者数、前年同月比】

●資本金階層の別	許可業者数 (平成30年3月末)	前年同月比
①個人	78,482	▲ 3,416 (▲ 4.2%)
②資本金の額が200万円未満の法人	16,529	2,386 (16.9%)
③資本金の額が200万円以上300万円未満の法人	3,963	512 (14.8%)
④資本金の額が300万円以上500万円未満の法人	105,552	▲ 1,266 (▲ 1.2%)
⑤資本金の額が500万円以上1,000万円未満の法人	78,981	3,119 (4.1%)
⑥資本金の額が1,000万円以上2,000万円未満の法人	103,926	▲ 2,208 (▲ 2.1%)
⑦資本金の額が2,000万円以上5,000万円未満	60,281	162 (0.3%)
⑧資本金の額が5,000万円以上1億円未満の法人	11,749	144 (1.2%)
⑨資本金の額が1億円以上3億円未満の法人	2,834	21 (0.7%)
⑩資本金の額が3億円以上10億円未満の法人	1,318	▲ 2 (▲ 0.2%)
⑪資本金の額が10億円以上100億円未満の法人	932	▲ 12 (▲ 1.3%)
⑫資本金の額が100億円以上の法人	342	▲ 5 (▲ 1.4%)
合計	464,889	▲ 565 (▲ 0.1%)

^{注3} 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)では、建設業を主たる事業として営む者について、資本金の額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人を中小企業者としている。

(3) ピーク時との比較

建設業許可業者数が最も多かった平成12年3月末時点の数と比較したところでは、「個人：▲79,745 業者 (▲50.4%)」、「資本金の額が1,000万円以上2,000万円未満の法人：▲62,043 業者 (▲37.4%)」の階層で、業者数の減少が顕著となっている。

(表⑤-3及び表-5)

【表⑤-3：資本金階層別の許可業者数：ピーク時（平成12年3月末時点）との比較】

●資本金階層の別	許可業者数 (平成30年3月末)	平成12年3月末時点との比較
①個人	78,482	▲ 79,745 (▲ 50.4 %)
②資本金の額が200万円未満の法人	16,529	15,804 (2179.9 %)
③資本金の額が200万円以上300万円未満の法人	3,963	3,696 (1384.3 %)
④資本金の額が300万円以上500万円未満の法人	105,552	▲ 25,532 (▲ 19.5 %)
⑤資本金の額が500万円以上1,000万円未満の法人	78,981	14,789 (23.0 %)
⑥資本金の額が1,000万円以上2,000万円未満の法人	103,926	▲ 62,043 (▲ 37.4 %)
⑦資本金の額が2,000万円以上5,000万円未満	60,281	▲ 3,681 (▲ 5.8 %)
⑧資本金の額が5,000万円以上1億円未満の法人	11,749	1,619 (16.0 %)
⑨資本金の額が1億円以上10億円未満の法人	4,152	▲ 644 (▲ 13.4 %)
⑩資本金の額が10億円以上の法人	1,274	▲ 354 (▲ 21.7 %)
合計	464,889	▲ 136,091 (▲ 22.6 %)

6. 兼業業者数

建設業以外の営業を行っているいわゆる兼業業者は130,055業者で、前年同月比1,299業者(1.0%)増加し、兼業業者が全体に占める割合は28.0%となり、前年同月比で0.3ポイント上昇した。

大臣許可業者・知事許可業者別では、兼業業者は、大臣許可業者が7,486業者(兼業率73.5%)、知事許可業者が122,569業者(同27.0%)となっており、兼業率は大臣許可業者が圧倒的に高い。

また、一般建設業と特定建設業の別では、兼業業者は、一般建設業が118,293業者(兼業率26.7%)、特定建設業が22,732業者(同50.5%)となっており、兼業率は特定建設業の方が高い。

建設業許可業者数が最も多かった平成12年3月末時点では、兼業業者の割合は21.3%で、比較すると6.7ポイント上昇している。(表-6)

' S	*%ž, '*		ž* S+) - ž&&	(' &
' %	*) ž+(%	*" 1	ž, +,	%\$' (1	* &ž, '*	*" %
' &	*+ž%'	&' &	ž- %	%' 1	*(ž&-	&' 1
' '	*, ž',	%+1	ž,) &	!&' %	*) ž(, *	%-1
' (+Sž, %&	' " *1	ž- &	&' (1	*+ž, - S	' " +1
')	+(ž' %+)" S1	ž- - &	&' (1	+%ž' &)" %
' *	+*ž, -	' ") 1	' ž& S	%\$' S1	+ ž) --	' " &
' +	+, ž, -	&' *1	' ž(S%	' " (1	+) ž(, ,	&' *1
' ,	, ' ž%-)" 1	' ž) &	' " *1	+ ž*+*)" 1
' -	- SžSS	, " &	' ž-) %	%&' %	, *žS) +	, " S1
(S	-+ž* &	, " 1	(ž&, ,	, " 1	- ' ž' '*	, " 1
(%	%\$+ž-) S	%\$' *1	(ž' +,	, % 1	%\$ ž), '	%\$ S1
(&	%&Sž(' ,	%\$' *1	(ž* -	*" +1	%\$ ž++	%\$, 1
('	% &ž+	%\$' (1	(ž+&	%' 1	%& ž& S	%\$' , 1
((%+žS-)	%\$' *1	(ž++%	S' -1	%& &' &	%\$ S1
()	%* ž%-	%\$' -1	(ž- S%	&' +1	% ž&, ,	%\$ &
(*	% &ž+,)	%" &)žS+*	' " *1	%+ž+S-	%" *1
(+	&(ž, (()&' -1)ž- %	%\$" 1	&, ž- &)" -1
(,	' S%ž*+%&	&' 1	*žS' -	&' %	&)ž*' &	&' 1
(-	' S&ž, *	S" (1	*ž*' %	- , 1	&*ž&)	S" &
) S	') Sž, %+	%" , 1	*ž' %	!(") 1	' ((ž(, *	%\$" 1
) %	' -+ž% S	%" &	*ž++S	*" -1	' - Sž(%\$	%" 1
) &	(& ž' '*	+ " -1	+ž%))" (1	(&ž&&	+ " -1
) '	(* Sž- S-	+ " *1	+ž' %	&' 1	()' ž-) -	+ " +1
) ((+ž+, -	' " S1	+ž) %	&' +1	(*+ž&*+	' " S1
))	(, , ž) &	&' -1	+ž(*)	!S" *1	(, %žS)	&' -1
) *	(-*ž&&	%" *1	+ž* &&	&' %	(, , ž), ,	%" *1
) +)%ž+-	&' -1	+ž, (&	&' -1) S&ž-) +	&' -1
) ,)% žS(+	S" *1	+ž- (%-1) S*žS)'	S" *1
) -)% ž+&	S" 1	, ž% (% , 1) S+ž-) -	S" 1
* S)% ž-*(S" *1	, ž' +	&' 1)%ž* &+	S" *1
* %)%+ž%*	!S" 1	, ž* &	' " (1) S, ž) * &	!S" (1
* &)%ž, ((!% &	, ž)+*	!S" *1) S&ž&ž,	!% &
* ')%ž' %	!S" %	, ž**)	% S1) S%ž*(!S" %
)%ž' %&	!S" S1	, ž++)	%' 1) S%ž) (%&	!S" S1
) S, ž, +(!S" 1	, ž- ((%-1	(- - ž-' S	!S" 1
)% ž((S	%' 1	-žS&&	S' -1) S*ž) %	%' 1
) &&ž) S	%' (1	-ž%&	% %)% ž' &	%' (1
)' Sž**)	%' *1	-ž' &	&' 1) &ž' ''	%' *1
) (žS'	&' 1	-ž* %	' " %)' ž(%&	&' 1
)%ž**%	%" *1	-ž, +%	&' *1) (%ž+ S	%" *1
) +ž%+	% S1	%žS* &	%-1) (+ž%&	% S1
) * (ž, (-	%' (1	%ž(,)	(' &) (ž' *(%' 1
% \$) * (ž, (,	S" +1	%ž+&	&' 1) +ž, &	S" *1
% &) , *žS(' " %	%ž, %	S' , 1) +) ž& S	' " %
% &	* Sž-, S	&' 1	%ž, --	S' , 1) - SžS, %	&' *1
%) ,)ž-) -	!&' 1	%ž, ++	!S" &) +) žS, &	!&' 1
%) +%ž', ,	!&' 1	%ž- S-	S" 1) * Sž(+	!&' 1
%) &ž&&	! " (1	%ž*' S	!&' *1) (%ž), S	! " (1
%) ,)ž, +	% &	%ž) +&	!S" 1) (, ž&)	% &
%) * &ž**%	S" +1	%ž* S+	S" 1) &žS) (S" +1
%) (&ž&ž(! " *1	%ž) (%&	!S" *1)' %ž+&	! " +1
%) &ž&ž'	! " 1	%ž& +	!&' +1)% žS%&	! " 1
& \$) S+ž) &	! " &	%žS+*	!% , 1	(- +ž) &	! " &
& %) S ž%+(S" 1	-ž, -*	!% , 1	(- - ž&+,	S" (1
& &) % ž%*	S" , 1	-ž, S	!% &) S' ž(%&	S" , 1
&	(, , ž, S*	!&' , 1	-ž+)	!S" 1	(, - žS+%&	!&' , 1
&	(, , ž*' -	! " S1	-ž+(*	S" %	(+ ž, -'	! " %
&	(* -ž- SS	!&' , 1	-ž+ S	S" 1	(* Sž%&	!&' -1
&*	(+Sž*' -	S" &	-ž, %&	S" &	(* Sž, &	S" &
&+	(+&ž- &	S" 1	-ž, ''	S" &	(*' žS, ,	S" 1
&	(*+ž*')	!% %	-ž- &+	% S1	() +ž+S,	!% &
&	(*) ž((!S" 1	%žS),	%' 1	() ž' -*	!S" 1
' S	(* (ž, -	!S" %	%ž% (%' 1	() (ž+S)	!S" &

%
&

%

&

